

医療機関の登録に関する要件（宮崎県胃がん検診精度管理要領より抜粋）

1 胃がん検診実施機関の登録

(1) 胃部エックス線検査実施機関

ア 胃部エックス線検査に従事する医師は、胃部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

イ 撮影については、次のとおり行うこと。

a 原則として間接撮影とする。ただし、地域の実情に応じて胃がん部会が適当と認めた場合においては、直接撮影を用いても差し支えない。

b エックス線フィルムの撮影枚数は、最低 7 枚とすること。

c 撮影の体位及び方法は、一般社団法人日本消化器がん検診学会の方式によること。

ウ 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うものであること。

エ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

(2) 胃内視鏡検査実施機関

ア 胃内視鏡検査に従事する医師は、以下のいずれかの条件を満たす医師であり、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

a 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師

b 診療、検診にかかわらず概ね年間 100 件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

c 地域の胃内視鏡検診運営に関する委員会等が定める条件に適合し、a 又は b の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認められた医師

イ 撮影コマ数は 30 コマから 40 コマ程度とすること。

ウ 内視鏡画像の読影は、原則として十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うものであること。

エ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

(3) 2 胃がん検診精密検査機関の登録を受けた医療機関については、当分の間、胃内視鏡検査実施機関として登録を受けたものとみなす。

2 胃がん検診精密検査機関の登録

- (1) 精密検査に従事する医師は、胃がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- (2) 胃がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。
 - ア 胃内視鏡検査ができること。
 - イ 胃生検ができること。ただし、病理診断については他機関への委託でも差し支えない。
- (3) 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び胃がん検診実施機関と密接な連携がとれること。